

第2回クロスボウの所持等の在り方に関する有識者検討会

1 日時

令和2年10月14日（水）午前10時から午後0時まで

2 場所

中央合同庁舎2号館 警察庁第7・8会議室

3 有識者委員

江田 明弘	公益社団法人日本PTA全国協議会副会長
奥本 一法	一般社団法人全日本クロスボウ協会会長
木村 光江	東京都立大学大学院法学政治学研究科教授
清永 奈穂	株式会社ステップ総合研究所所長
鈴木 範夫	日本ボウガン射撃協会常任理事
高崎 玄太朗	弁護士・T&Tパートナーズ法律事務所
藤原 静雄	中央大学大学院法務研究科教授

4 警察庁出席者

小田部 耕治	生活安全局長
檜垣 重臣	長官官房審議官（生活安全局担当）
小堀 龍一郎	生活安全局保安課長

5 議事概要

(1) 事務局からの説明

事務局から資料に基づいて説明があった。

(2) 自由討議

第1回検討会において、クロスボウの所持等に関する規制が必要とされたことを踏まえ、クロスボウの規制の具体的な在り方について議論がなされた。有識者委員からの主な意見は以下のとおり。

ア 議論の進め方について

- 兵庫県で制定された条例はクロスボウの届出制を採用し、クロスボウの使用や保管についても定めているため、一つのたたき台として見てもらいたい。弓道やアーチェリーも結構威力があり、過去に死亡事故を含む複数の事故が起きていることから、弓道やアーチェリーを比較対象として考えてほしい。
- クロスボウとアーチェリーは、社会的有用性や危険性といった点で違いはないと思うが、ユーザーの質と数に違いがあると思う。そうすると、ユーザーに関する規制を中心にして議論するのがよいのではないか。兵庫県の条例は、所持の要件や欠格事由という点で不足している部分もあると思う。

- 兵庫県の条例はインターネット上の販売に対するコントロールや、保管場所、使用者、購入目的に対するコントロールが不足していると思う。
- コントロールするべきクロスボウの定義をきちんとした方がいいのではないか。
- 犯罪者は被害者から 20 メートル程度離れた場所で犯行を決めるという研究結果があるが、悪意のある者が 20 メートルの距離からクロスボウを使う可能性を考えると怖い。
- 洋弓や和弓が使用された事件自体がそれほど多くないというのはかなり重要な点である。これに対し、クロスボウについては様々な事件が起こってしまっているため、早めに手当をする必要がある。
- 次の被害者を出さないためにも、クロスボウへのコントロールを今しなければならないと思う。矢が刺さって傷つく被害者だけでなく、誤ってもつってしまった青少年も、言わば被害者と言ってもいいケースがある。
- 弓道やアーチェリーにおける事故は、クラブ活動における管理の問題であって、クロスボウを使用した社会的に耳目を集めようなど犯罪行為とは異なるのではないか。
- 議論の前提として、クロスボウが人を殺傷する故意の犯罪の道具として使用されているという実態がある。なぜそういうことが起こるかというと、クロスボウは、現状は入手が簡単であり、入手すれば特定の技術がない人でも簡単に発射できるという性能があるからである。これに対し、弓道やアーチェリーは、もし武器として使われれば殺傷能力があることは間違いないが、一定の技術が必要であるため、現実には、武器として使われて人を殺傷した例はほとんどなく、事故は、あくまでスポーツ用具として使用される中で誤って発生した事故である。こうした現状を踏まえると、まずはクロスボウに関する規制を議論するという形がよいのではないか。
- 子供の視点に立ってクロスボウと弓道とアーチェリーを比較すると、稽古を要する弓道やアーチェリーを選択するのは非現実的であり、比較的手に取りやすいクロスボウを選ぶのではないかと思う。そう考えると、これらを同じものとして捉えるのではなく、一定の線引きをする必要があると思う。
- クロスボウの規制に関する論点については、空気銃に対する規制と比較しながら全体像を描きつつ、その上で、必要に応じて弓道やアーチェリーとも比較して、クロスボウをめぐる実態を踏まえて考えていくべき。

イ 用途の限定について

- クロスボウの用途として競技との対比でレジャーを挙げることは、ユーザーの認識からすると違和感がある。クロスボウはスポーツグッズとして考えてほしい。そして、

スポーツには社会的有用性がある。

- スポーツやレジャーとしての用途にも社会的有用性はあるため、クロスボウの用途を競技に限定するのは行き過ぎである。
- クロスボウを的に向かって撃ち、その腕の精度を競うという形で楽しんでいる実態があることを考えると、クロスボウの用途としてこのような標的射撃を認めてよいのではないか。
- 用途については、スポーツのほか、動物麻醉や調査研究のような仕事で必要な場合も認める必要がある。

ウ 人的欠格事由について

- 欠格事由について、現在の銃刀法と同様の規制がクロスボウにもあれば防げていたかもしれない事件があるということは非常に大きい。ユーザーのフィルターをどうかけるかということが重要である。
- 欠格事由というのは、今後の規制を考える上でも絶対に外すことはできないと思う。既にクロスボウを持っている人たちについても、欠格事由を設けて、それに該当する人はクロスボウを処分するなり返納するなりといったことが必要になると思う。現在の銃刀法上の欠格事由は、クロスボウにもほぼそのまま当てはまると思う。

エ 使用方法・場所について

- クロスボウのスポーツ競技を行う上で、クロスボウを撃つ場所は非常に限定されているのが現実である。マナーが悪いとか、事件を起こすとかということで、アーチェリー場をあまり使わせてもらえない。仮に指定射撃場制度を設けるのであれば、警察にも協力いただいてアーチェリー場を開放するなどクロスボウを使用する場を作つてほしい。そうしなければ、撃つ場所がないために自宅で撃ったりして、かえって事故につながりくなる可能性がある。アーチェリーできさえ十分な確保ができておらず、来る 10 月 30 日から開催されるアーチェリーの全日本大会できさえ試合は陸上競技場、練習は野球場を借りて行う。
- クロスボウを撃つにはある程度の距離が必要であるから、どこでも撃てるようにするというわけにはいかないと思う。公共の場所や人の出入りする場所は当然避けなければならないが、私有地については、一定の要件を満たせばクロスボウを使用できるというような趣旨で考えていくのがよいと思う。
- 現在クロスボウが様々な使われ方をしているところ、急に射撃場でなければ駄目となるのはかなり困る場合もあると思うが、一番のポイントは安全性の確保であるので、どのような場所でもよいというのは行き過ぎ。きちんとした設備があり、安全性を確保

できる場所で使うことは前提になると思う。

- もし許可制にするのであれば、事前にどのような場所で撃つかを確認できるだらうから、撃つ場所をきちんと確保できている人に許可するというのも一つの方法である。
- 発射時の注意義務を課すかどうかなどは、スポーツや競技といった用途に応じておのずと定まってくると思う。

オ 保管方法・場所について

- アーチェリーや弓道では、弓矢を施設内に放置してあるような例もある。大学の射撃部がクロスボウをコンテナで一括管理しているのは、学生個人が自分の下宿に持ち帰ると盗難に遭う可能性があるという事情がある。
- クロスボウがきちんと保管されて他者に渡らないようにするといったことを決めておく必要がある。
- 安全な保管方法としては、弓と本体部分を分解し、分解した状態で別の保管場所に保管するのが望ましいと思う。

カ 譲渡しについて

- クロスボウを販売する方に対しても何かしらのコントロールが必要である。
- インターネットで購入する場合は、自分の名前や住所が明らかになり、偽名を使ったとしてもIPアドレスが残ってしまうため、インターネットで買ったクロスボウの方が犯罪に使われやすいということは言えないと思う。そのことを前提に、譲渡しに関して何らかの規制は必要だと思う。
- インターネット上の販売については、規制のスキームがないからこそ問題意識が向けられているのだと思う。例えば、銃刀法に規定されているようなスキームができてしまえば、インターネットで購入されたクロスボウが犯罪に使われやすいということにはならないであろう。

キ 構造・機能について

- クロスボウの用途が決まれば、必要な物も決まつてくると思う。例えば、スポーツには刃の付いた矢じりは必要ないであろう。

ク 規制枠組みについて

- クロスボウを入手してしまった後で規制するのは難しいので、入手した後にその事実を押さえる届出制ではなく、入手する段階で押さえる何らかのルールが必要だと思う。

- 人的欠格事由を有効に機能させるためには、所持許可制にならざるを得ないと思う。
その場合、ユーザーの属性についての定期的な審査も当然必要になってくるので、定期的な更新制とすることも必要になってくるのではないか。
- 例えばピストルクロスボウは、競技で使われることはまずないということであるので、基本的には、許可制を設けて、競技で用いられる物は、原則、許可対象とし、競技で用いられる物以外は、殺傷能力がある一定以上の威力のある物は原則不許可とし、傷害を負わせる能力のない一定以下の威力の物については規制の対象としないという形での規制の在り方がよいのではないか。

ケ 講習等について

- 現在、自主的な取組みとして講習をされているが、講習を義務付ければ、きちんとした人が持つことにつながると思う。
- 現在の銃刀法上の許可の際の講習や調べなければならない事由というのは基本的に合理性があると思うので、それに沿ってやるのがよいのではないか。